

法務省会訓第16号

法務省民事局長
法務局長
地方法務局長

筆界特定の手続に関する保管金の取扱いに関する規程を次のように定める。

平成18年1月6日

法務大臣

筆界特定の手続に関する保管金の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 法務局及び地方法務局における保管金の受入れ及び払渡しに関する事務で不動産登記法(平成16年法律第123号)第6章に定める筆界特定の手続に関するものについては、他の法令(法務局及び地方法務局会計事務章程(昭和24年5月31日付け会甲第3567号法務大臣訓令)を含む。)に定めるもののほか、この規程の定めるところにより処理しなければならない。

(定義)

第2条 この規程において「保管金」とは、筆界特定の手続に関し、不動産登記法第146条第1項の手続費用の概算額として、筆界特定の申請人(以下「申請人」という。)が同条第5項の規定に基づき予納する現金で、法務局及び地方法務局の歳入歳出外現金出納官吏(以下「出納官吏」という。)が保管するものをいう。

(取扱者)

第3条 保管金の受入れ及び払渡しに関する事務は、当該法務局又は地方法務局の筆界特定登記官(不動産登記法第125条の筆界特定登記官をいう。)が、この規程の定めるところにより取り扱うものとする。

(取扱上の注意)

第4条 筆界特定登記官は、前条の事務の取扱いを適正かつ迅速にするように注意しなければならない。

(受入れ)

第5条 筆界特定登記官は、申請人に保管金を提出させるときは、別に定める保管金提出書に記名押印して提出者に交付し、これに現金を添えて出納官吏に提出させなければならない。

2 前項の場合において、提出者に保管金を日本銀行に振り込ませるときは、筆界特定登記官は、保管金振込書を交付してこれをさせ、保管金提出書に保管金領収証書を添えて出納官吏に提出させなければならない。

3 筆界特定登記官は、他官庁から保管金の保管替を受ける場合には、出納官吏に対し、受入通知書（様式は、保管金提出書に準ずる。）により受入れの通知をしなければならない。

（提出済通知等）

第6条 出納官吏は、前条第1項又は第2項の規定により保管金の提出を受けたときは、提出者に対し、保管金受領証書を交付するとともに、筆界特定登記官に対し、別に定める保管票により提出済の通知をしなければならない。

2 出納官吏は、前条第3項の規定により保管金の保管替を受けたときは、筆界特定登記官に対し、保管票により受入済の通知をしなければならない。

（払渡通知等）

第7条 保管金の払渡し若しくは保管替をするとき、又は保管金が国庫に帰属したときは、筆界特定登記官は、出納官吏に対し、保管票によりその旨を通知しなければならない。

附 則

（施行期日）

この訓令は、平成18年1月20日から施行する。

法務省民二第33号
平成18年1月6日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省大臣官房会計課長
法務省民事局長

筆界特定の手続に関する保管金の取扱いについて（通達）

不動産登記法等の一部を改正する法律（平成17年法律第29号）が平成18年1月20日から施行されることとなり、本日付けで法務省会訓第16号法務大臣訓令「筆界特定の手続に関する保管金の取扱いに関する規程」（以下「規程」という。）が発出されたところですが、これに伴う事務の取扱いについては、下記に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下職員に周知方取り計らい願います。

記

第1 出納官吏

規程第2条の保管金の出納及び保管に関する事務は、法務局及び地方法務局の本局の歳入歳出外現金出納官吏（以下「出納官吏」という。）が取り扱う。

なお、当該保管金及び出納官吏は、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成17年財務省令第5号。以下「特例省令」という。）第2条第1項及び第3項に基づき、同条第1項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第3項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏に指定される予定であり、その保管に関する事務については、官庁会計事務データ通信システム（以下「ADAMS」という。）を使用して処理することとなる。

第2 保管金の受入事務

1 筆界特定登記官における受入事務

(1) 保管金提出書の作成及び交付

ア 規程第5条第1項の保管金提出書（別紙第1号様式。以下「提出書」という。）の「金額」欄には、提出者（筆界特定の申請人又はその代

理人)が提出すべき金額をアラビア数字で記載する。この金額の訂正はできないものとする。

「手順番号」,「提出書番号」及び「筆界特定登記官」の各欄は、筆界特定登記官が記載する。

イ 提出書の提出年月日並びに提出者の住所、電話番号及び氏名は、提出者に記載させた上、押印させる。ただし、提出者から郵便等により保管金の送付があった場合において、提出者に記載させることができないときは、筆界特定登記官が記載する。

ウ 筆界特定登記官は、提出者に提出書への押印をさせることができないときは、当該提出書の余白に提出者の押印がない旨を記載した上、押印する。

エ 金額の誤記等により当該提出書を使用することができないこととなったときは、当該提出書を裁断等の方法により直ちに確実に廃棄した上、新たな用紙により提出書を作成する。

オ 筆界特定登記官は、保管金の提出を指示する際、明らかに還付の余地がない場合を除き、提出者に対し、保管金を提出すると同時に事前の還付請求ができる旨及び第5の2に定める請求の方法を教示し、還付金の振込先等を記載させる。

(2) 保管金提出書管理簿への記載

ア 筆界特定登記官は、提出書を作成したときは、保管金提出書管理簿(別紙第2号様式。以下「提出書管理簿」という。)に手順番号、金額、提出者氏名及び提出書交付年月日を記載する。提出書交付年月日は、提出書を提出者に交付した年月日を記載する。

イ 提出書管理簿の「契印」欄に提出書をかけて契印する。

(3) 保管金受払票の作成

ア 筆界特定登記官は、提出書を作成したときは、保管金受払票(別紙第3号様式。以下「受払票」という。)を作成して筆界特定手続記録の冒頭につづり込む。

イ 受払票は、各手続における提出者ごとに作成する。

ウ 受払票の「提出書番号」欄には提出書に付した番号を、「金額」欄には提出書の金額を記載する。

(4) 提出書の再交付

提出者が提出書の再交付を申し出たときは、提出書を新たに作成して交付することができる。この場合には、次の措置を講じ、従前交付した提出書は、使用させない。

ア 新たに作成する提出書の欄外の適宜の箇所に再交付の旨、その事由及び従前の提出書番号を記載する。

イ 提出書管理簿の、新たに作成する提出書に係る「提出者氏名」欄に提出者氏名とともに「(再交付)」と記載する。従前の提出書に係る箇所には斜線を引き、再交付の旨、その年月日及び新たな提出書の提出書番号を記載する。

ウ 受払票の、従前の提出書の提出書番号に係る「備考」欄に再交付の旨及び新たな提出書の提出書番号を記載する。

(5) 保管金振込書

規程第5条第2項の保管金振込書の書式は、保管金払込事務等取扱規程（昭和26年大蔵省令第30号。以下「払込省令」という。）第2号書式による（払込省令第4条）。

2 出納官吏における受入事務

(1) 保管金の受領

ア 出納官吏は、規程第5条第1項又は第2項の規定により提出書に現金又は保管金領収証書を添えて保管金の提出を受けたときは、受入年月日及び現金又は保管金領収証書の別を提出書に明記する。

イ 規程第6条第1項の保管金受領証書の書式は、保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号。以下「保管金省令」という。）第1号書式による（保管金省令第6条）。

(2) 保管金の払込

出納官吏は、保管金の提出を受けたときは、当該保管金を日本銀行に速やかに払い込まなければならない（法務局及び地方法務局会計事務章程（昭和24年5月31日付け会甲第3567号法務大臣訓令）第8条において準用する検察庁会計事務章程（昭和22年8月1日付け会甲第2481号法務大臣訓令）第60条）。この場合、保管金払込書に「保管金」の印を押し、これに現金を添えて払い込む。保管金払込書の書式は、払込省令第1号書式による（払込省令第3条）。

(3) 現金出納簿の登記

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第135条の規定による現金出納簿の登記は、ADAMSにより行う（特例省令第2条及び第3条）。

3 提出済の通知

(1) 保管票の作成

ア 規程第6条第1項の提出済の通知は、別紙第4号様式の保管票を作

成して押印し、送付する方法によって行う。

イ 提出者が事前還付請求をしているときは、保管票に「振込請求済」である旨を明記することに留意する（第5の4（2）イ参照）。

(2) 保管票の送付

出納官吏は、提出済等通知簿（別紙第5号様式）に所要の記載をした上、保管票を筆界特定登記官に送付し、「受領印」欄に受領印を徴する。

(3) 受払票等の記載

筆界特定登記官は、(1)及び(2)により出納官吏から提出済の通知を受けたときは、これに基づき、提出書管理簿の「受入年月日」欄並びに受払票の「受入年月日」、「摘要」、「受高」及び「残高」の各欄に所要の記載をして押印する。

第3 払渡事務

1 筆界特定登記官における払渡事務

(1) 請求書等の取扱い

ア 筆界特定登記官は、報酬若しくは費用の支給又は保管金の残額の還付を請求する権利を有する者等、保管金の払渡しを受ける権利を有する者（以下「権利者」という。）から保管金払渡請求書又は保管金受領証書（以下「請求書等」という。）が提出された場合において、保管金の払渡しをすべきときは、権利者に「領収の旨」の記載（保管金省令第7条第2項）をさせる。

イ 権利者が保管金省令第8条の規定により送金又は振込の方法による支払を受けようとするときは、請求書等にその旨を付記させる。

ウ 筆界特定登記官は、請求に係る払渡しにつき支給決定をしたときは、請求書等にその旨を記載し、登記官印を押印する。

(2) 受払票の記載

筆界特定登記官は、(1)ウの支給決定をしたときは、受払票の「払渡通知年月日」、「摘要」、「払高」及び「残高」の各欄に所要の記載をして押印する。

2 払渡通知

(1) 保管票の記載

筆界特定登記官は、保管票の「払渡通知年月日」、「摘要」、「払高」及び「残高」の各欄に所要の記載をして押印する。「期滿失効起算年月日」欄には、必要があるものについて、その年月日を記載する。

(2) 保管票の送付

筆界特定登記官は、払渡等通知簿（別紙第6号様式）に所要の記載を

した上、保管票を請求書等とともに出納官吏に送付し、「受領印」欄に受領印を徴する。

3 出納官吏における払渡事務

(1) 払渡手続

出納官吏は、保管票の送付を受けたときは、保管金省令、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）、払込省令、特例省令等に従い、保管金の払渡しの手続を行う。

なお、現金出納簿の登記は、ADAMSの所要の処理により、自動的に行われる。

(2) 保管金提出書裏面の記載等

(1)の手続を終えたときは、提出書裏面に所要事項を記載するとともに、保管票の「出納官吏印」欄に押印する。

第4 源泉徴収

1 源泉徴収義務等

(1) 保管金をもって測量等に係る報酬及び費用（以下「報酬等」という。）

を支払う場合において、当該報酬等が所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項各号に掲げる報酬又は料金に該当するときは、当該報酬又は料金に係る所得税の源泉徴収をしなければならない。

(2) (1)の場合には、筆界特定登記官による支給決定（第3の1（1）

ウ）は、源泉徴収税額を含めた報酬等の総額について行えば足りる。出納官吏による払渡決議は、本人支払額及び源泉徴収税額をそれぞれ明確にして行う。

2 支払手続

(1) 報酬等の支払

出納官吏は、1（1）に該当する報酬等の支払をしようとするときは、当該報酬等の額から所得税法第204条第1項及び第205条の規定により徴収すべき所得税額を控除した残額を支払い、領収証書を徴する（保管金省令第7条ノ2、出納官吏事務規程第62条）。ただし、送金又は振込みによる支払の場合には、領収証書を徴することを要しない（特例省令第17条）。

(2) 所得税額の払込み

ア 出納官吏は、(1)により所得税額を控除した残額の支払をしたときは、所得税額に相当する現金に納付書（国税通則法（昭和37年法律第66号）第34条第1項）及び計算書（所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第80条）を添えて日本銀行に払い込み、

領収証書の交付を受けなければならない（保管金省令第18条ノ2）。
この場合、出納官吏は、特例省令第1号書式による国庫金振替書、納付書及び計算書をADAMSを使用して作成し、日本銀行本店に送信して、保管金から国税収納金整理資金への国庫内移換の手続をさせる（特例省令第14条、払込省令第8条第2項第5号及び第5項）。

イ 国庫金振替書には、払出科目として「保管金」と、振替先としてその受入金の取扱庁名を、受入科目として「何年度国税収納金整理資金」と記録し、「所得税」の旨を併せて記録する（特例省令第14条、払込省令第8条の2第1項第4号及び第4項）。

3 源泉徴収額の計算

(1) 基礎控除方式が適用される報酬等

司法書士又は土地家屋調査士の業務に関する報酬又は料金等、所得税法第205条第2号に規定される報酬又は料金につき源泉徴収をする場合には、その金額から政令で定める金額を控除した残額に100分の10の税率を乗じて計算した額を徴収する（所得税法第205条第2号）。この「政令で定める額」は、司法書士又は土地家屋調査士の業務に関する報酬又は料金については、同一人に対し1回に支払われる金額につき1万円である（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第322条）。

(2) (1) 以外の報酬等

所得税法第204条第1項各号に掲げる報酬等であって(1)以外のものについて源泉徴収をする場合には、その金額に100分の10（同一人に対する1回の支払額が100万円を超える場合には、その超える部分の金額については、100分の20）の税率を乗じて計算した額を徴収する（所得税法第205条第1号）。

4 支払調書

居住者又は内国法人に対して所得税法第204条第1項各号に該当する報酬又は料金を支払った場合には、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、支払調書を所轄税務署長に提出しなければならない（所得税法第225条第1項第3号）。ただし、同一人に対するその年中の支払総額が5万円以下の場合には、支払調書の提出は不要である（所得税法施行規則第84条第2項第4号）。

第5 還付手続

1 事前還付請求

保管金を提出しようとする者は、当該保管金を提出するに際し、あらかじめ、還付事由を生じた場合には振込の方法で還付金の払渡しを受ける旨

の請求（以下「事前還付請求」という。）をすることができる。

2 請求の方法

- (1) 事前還付請求は、この請求を行う提出者（以下「還付請求者」という。）が提出書（兼還付請求書）の「還付金の振込先等」欄に所要の事項を記載する方法で行う。
- (2) 還付請求者が指定する口座について、後に解約、変更その他振込に支障のある事由が生じた場合には、還付請求者は、その事由を記載した指定口座変更届（別紙第7号様式）を速やかに提出する。

3 「還付金の振込先等」の記載等

筆界特定登記官は、還付請求者に対し、「還付金の振込先等」欄の記載に関して次に掲げる事項につき注意を喚起する。

- (1) 還付請求者が指定する振込先の預金口座は、還付請求者名義のものであること。
- (2) 「還付金の振込先等」の記載は、正確かつ明りょうに行うこと。

4 受理等

- (1) 還付請求者が「還付金の振込先等」欄に所要の事項を記載して出納官吏に提出した場合には、還付事由の発生を条件とする請求があったものとして受理する。
- (2) 出納官吏は、請求を受理した場合には、次に定める措置を執る。
 - ア 保管金の提出者に交付すべき保管金受領証書の適当な箇所に「振込請求済」と朱書きするとともに、指定口座への振込に支障を生じた場合には、至急届け出る必要がある旨を付記する。
 - イ 筆界特定登記官に送付すべき保管票の「備考」等の適切な箇所に「振込請求済」と明記する。
- (3) (1) の請求があった後に、指定口座変更届が提出された場合には、出納官吏は、提出書（兼還付請求書）の枠外に当該変更届の提出年月日及び変更の旨を付記（朱書き）した上、提出書（兼還付請求書）に当該変更届を添付して保管する。
- (4) 保管金の提出者が事前還付請求をしない場合には、出納官吏は、提出書（兼還付請求書）の「還付金の振込先等」欄に「不請求」と朱書きするとともに、保管票の「備考」欄に同様に朱書きして筆界特定登記官に送付する。

5 還付

- (1) 保管金の提出者が事前還付請求をしている場合において、筆界特定登記官から還付のための払渡通知があったときは、出納官吏は、「還付金

の振込先等」欄に記載された指定口座（指定口座変更届が提出されているときは、当該変更届に記載された変更後の指定振込先口座）に振り込む方法で速やかに還付する。

- (2) 保管金の提出者が事前還付請求をしていない場合には、筆界特定登記官は、還付事由が発生した時に、提出者に対し適宜の方法で還付の通知をした上、出納官吏に対して払渡通知を行い、出納官吏は、保管金受領証書又は保管金払渡請求書（以下「保管金受領証書等」という。）による請求を待って還付する。

6 振込不奏功の場合の措置

請求者の指定した口座が解約され、名義が変更される等により振込による還付が確定的に不奏功になった場合には、出納官吏は、次に定める手続を執る。

- (1) 提出書の裏面に記載された還付払渡しに関する記載の次の箇所に「振込不能により受入れ」と記載し、受け入れる。
- (2) 請求者に還付通知をし、請求者が改めて還付請求をする場合には、その意思を確認した上で、「還付金の振込先等」欄の枠外に事前還付請求を取り下げの旨及び取下年月日を付記（朱書き）し、保管金受領証書等による請求に基づいて還付する。

第6 保管替に関する事務

筆界特定手続の移送（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第215条において準用する第40条第1項又は同令第236条において準用する第32条第1項参照）等に伴い、A（地方）法務局の保管金をB（地方）法務局の保管金とする場合の取扱いは、保管金省令第5章等の規定によるほか、以下による。

1 保管金受入通知書の作成等

- (1) 保管金受入通知書は、提出書の用紙を用いて作成し（規程第5条第3項）、その記載については、次によるほか、第2の1（1）及び（2）の例による。

ア 「金額」の余白には保管替をした局名を、「提出年月日」には受入通知書を作成した年月日を記載する。

イ 提出者の住所及び氏名は筆界特定登記官が記載し、提出者の印は要しない。

- (2) 筆界特定登記官は、受入通知書を作成したときは、第2の1（3）の例により受払票を作成して筆界特定手続記録の冒頭につづり込む。

2 受入済の通知

- (1) 出納官吏は、保管替に係る保管金を受け入れたときは、筆界特定登記官に対し、保管票により受入済の通知をする（規程第6条第2項）。
- (2) 筆界特定登記官は、出納官吏から受入済の通知を受けたときは、これに基づき、第2の3（3）の処理をする。

第7 帳簿諸票等の整理

- 1 保管票は、手続番号又は提出書番号の順にとじて整理し、既済になった都度、提出書番号の順に別にとじて整理し、既済会計年度ごとにつづり込む。
- 2 提出済等通知簿は会計年度ごとに、払渡等通知簿は暦年ごとに区分する。
- 3 1及び2の帳簿諸票以外の書類で手続記録につづり込まないものは、既済年月日の順につづり込み、会計事務に関するものは会計年度ごとに、それ以外のものは暦年ごとに区分する。

(表)

(地方) 法務局

保管金提出書 (兼還付請求書)		受入年月日	平成	年	月	日									
		提出書番号	第									号			
		筆界特定登記官										印			
手続番号	平成											年	第	号	
金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円					
※提出年月日	平成					年	月	日	(現金・保管金領収証書)						
※提出者	住所														
	電話	()													
	フリガナ氏名														
< 還付金の振込先等 >															
※振込先金融機関名	銀行					本店									
	金庫					支店									
※口座番号															
※預金種別	普通・当座・別段・通知														
※口座名義人	フリガナ住所														
	フリガナ氏名														
振込年月日	平成					年	月	日	小切手番号						

◎注意

- ※の箇所は、提出者が記入してください。
- 「還付金の振込先等」欄に所要の事項を記載した場合には、保管金の残額は、その口座に振り込む方法により払い渡します。
- 振込先金融機関名は、本・支店名まで記載してください。
- 提出者は、この書面（提出書）に現金又は日本銀行から交付された保管金領収証書を添え、歳入歳出外現金出納官吏に提出してください。
- 保管金を提出した場合には、保管金受領証書を発行しますので、必ず受け取ってください。

保管金提出書管理簿

提出書番号	手続番号	金額	提出者氏名	提出書交付年月日	契印	受入年月日	備考
1	平成 年 第 号	円		
2	平成 年 第 号	円		
3	平成 年 第 号	円		
4	平成 年 第 号	円		
5	平成 年 第 号	円		
6	平成 年 第 号	円		
7	平成 年 第 号	円		
8	平成 年 第 号	円		
9	平成 年 第 号	円		
10	平成 年 第 号	円		
11	平成 年 第 号	円		
12	平成 年 第 号	円		
13	平成 年 第 号	円		
14	平成 年 第 号	円		
15	平成 年 第 号	円		

(表)

保 管 票		受入年月日	平成	年	月	日	出納官吏印
		提出者氏名					
提出書番号	第 号	(現金・保管金領収証書)					
手続番号	平成 年 第 号						
備 考							

私 渡 通 知 日 月 年	期 起 算 年 月 日	効 失 日 月 年	筆 界 特 定 登 記 官 印	摘 要	出 納 官 吏 印	払 高	残 高
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・				円	円
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・					
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・					
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・					
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・					
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・					

平成 年 月 日

(地方) 法務局 歳入歳出外現金出納官吏 殿

請 求 者



指 定 口 座 変 更 届

(地方) 法務局平成 年第 号筆界特定手続について、
平成 年 月 日付けで提出した保管金(提出書番号第 号)につ
き、残額の還付のために指定した振込先口座を下記のとおり変更します。

記

1 変更事由

2 変更事項

	金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義人の住所・氏名
旧	銀行 金庫 本店 支店	普 通 当 座 別 段 通 知		住所 _____ (フリガナ) 氏名 _____
新	銀行 金庫 本店 支店	普 通 当 座 別 段 通 知		住所 _____ (フリガナ) 氏名 _____

法務省民二第27号

平成18年1月6日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

筆界特定がされた場合における登記事務の取扱いについて（依命通知）

筆界特定の事務の取扱いについては、平成17年12月6日付け法務省民二第2760号民事局長通達（以下「施行通達」という。）に示されたところですが、筆界特定がされた場合において、筆界特定手続記録の送付を受けた当該筆界特定に係る対象土地を管轄する登記所（以下「管轄登記所」という。）の登記事務は、下記のとおり取り扱うこととしたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは不動産登記法等の一部を改正する法律（平成17年法律第29号）による改正後の不動産登記法（平成16年法律第123号）を、「規則」とあるのは不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（平成17年法務省令第106号）による改正後の不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）を、「準則」とあるのは不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号民事局長通達）をいいます。

記

第1 筆界特定登記官の意見の伝達

筆界特定を行った筆界特定登記官は、筆界特定手続記録を管轄登記所に送付する場合において、対象土地について筆界特定に伴い地積に関する更正の登記又は地図等の訂正をすることが相当と認めるときは、管轄登記所の登記官に、その旨の意見を伝えるものとする。この場合の意見の伝達は、書面、電話その他の適宜の方法によって差し支えない。

第2 筆界特定手続記録の受領及び調査

筆界特定手続記録は、筆界特定の手続の終了後、遅滞なく、管轄登記所に送付され（規則第233条第1項）、管轄登記所において、所要の受領の手続をするものとされた（施行通達155）。

この場合には、管轄登記所の登記官は、当該筆界特定手続記録の受領の手続後、

速やかに、第1の筆界特定登記官の意見及び筆界特定手続記録の内容を踏まえ、対象土地につき、地積に関する更正の登記又は地図等の訂正を職権ですることが可能かどうかを調査しなければならない。

第3 職権による登記及び地図訂正

1 職権での登記又は地図訂正をすべき場合

(1) 地積に関する更正の登記

管轄登記所の登記官は、筆界特定手続記録により、対象土地の筆界に係るすべての筆界点について、規則第77条第1項第7号に掲げる事項であって、規則第10条第4項の規定に適合するものを確認することができる場合（筆界の一部を法第14条第1項の地図その他の登記所に備え付けられた図面により確認することができる場合を含む。）において、対象土地の登記記録の地積に錯誤があると認められ、かつ、対象土地の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人に対し、適宜の方法により、地積に関する更正の登記の申請を促すものとし、その者が申請をしないときは、職権で対象土地について地積に関する更正の登記をするものとする。

(2) 地図等の訂正

管轄登記所の登記官は、次に掲げるすべての要件を満たす場合には、筆界特定により特定された筆界に基づき、対象土地の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人に対し、適宜の方法により、地図等の訂正の申出を促すものとし、その者が申出をしないときは、職権で法第14条第1項の地図又は準則第13条第1項の規定により備え付けられた図面（以下「地図等」という。）の訂正をするものとする。

なお、地図等の訂正をする場合において、当該土地の登記記録の地積に錯誤があるときには、(1)の地積に関する更正の登記と併せてしなければならない。

ア 対象土地の全体を一筆の土地とみなした場合に当該一筆の土地の区画を構成することとなる筆界に係るすべての筆界点を筆界特定手続記録によって確認することができること。

イ これらの各筆界点の座標値が、地図等に記録されている当該各筆界点に対応する点の座標値と規則第10条第4項の誤差の限度内で一致すること。

2 立件

管轄登記所の登記官は、筆界特定手続記録の内容を調査した結果、職権で地積に関する更正の登記又は地図等の訂正をすることが相当であると認めた場合

には、規則第96条の規定による立件の手続を行うものとする。

3 筆界特定関係簿への記載

管轄登記所の登記官は、2の立件をした場合には、筆界特定関係簿中当該筆界特定の手続に係る項の備考欄に立件の年月日及び番号並びに登記の目的又は事件の種別を記載するものとする。

4 登記記録への記録

1の(1)に基づいて地積に関する更正の登記をする場合の記録例は、別紙のとおりとする。

5 地積測量図のつづり込み

1に基づき、職権で対象土地について地積に関する更正の登記又は地図等の訂正をしたときは、当該対象土地に係る規則第77条第1項各号に掲げる事項を記載した図面を同条第2項から第4項までの規定に従って作成し、当該図面を、便宜、土地図面つづり込み帳につづり込むものとする。この場合には、規則第85条第1項並びに準則第55条第1項及び第3項に規定する手続に準ずるものとする。

なお、更正前の地積測量図は、閉鎖しなければならない（規則第85条第2項）

別紙
登記記録例

【表題部】（土地の表示）		調製	空白	地図番号	A-12 平成〇年〇月〇日 筆界特定（手続番号 平成〇年第〇〇号）
【不動産番号】	1234567890123				
【所在】	甲市乙町二丁目				
【①地番】	【②地目】	【③地積】	㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
5番	宅地	694	21	空白	空白
	空白	701	69	③錯誤、筆界特定	平成18年5月31日